

第2回 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会

開催日時	令和7年1月9日(木) 午後1時30分
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之 (議長) 高橋 直也
欠席議員	
事務局職員	議会事務局長 佐田 裕子 稲員 美佳

(午後 1 時 30 分開会)

○古賀世章委員長 それでは皆さん、こんにちは。

ただいまより、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会を開会いたします。

町民の皆様におかれましては、大変お忙しい中、大勢の方に傍聴に来ていただきまして誠にありがとうございました。

また、よろしく願いをいたします。

始めに私から一言、皆様にご挨拶を申し上げます。

当委員会は、12月の議会最終日の12月の18日、公金の支出に関する事務及び職員の懲戒規程等の調査、これを決議し設置がなされました。当委員会の運営につきましては、委員の皆様のご協力をいただきながら進めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いを申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入ります。

初めに、各委員の共通認識を図る意味で、地方自治法第100条に基づく調査権につきまして、事務局から説明し、説明終了後に具体的な協議に入っていきたいと思っております。どうかご了承をお願いしたいと思います。

それでは、事務局の方に説明を求めます。よろしく申し上げます。

○佐田裕子議会事務局長 はい。それでは事務局から、地方自治法第100条に基づく調査権につきまして、説明をさせていただきます。

今お手元に配付しております地方自治法第100条に関する部分の抜粋でございます。そちらをご覧ください。

地方自治法第100条といたしましては、普通地方公共団体の議会は当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができるというふうに規定してございます。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる」と規定しているところでございます。

第2項におきましては、議会において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査のための選挙人その他関係人の証言を請求する場合に、民事訴訟に関する法令の規定を、尋問に関する規定を準用するというふうに規定しているところでございます。

第3項でございますけれども、この規定によりまして、出頭または記録の提出の請求を受けた選挙人その他関係人が、正当な理由がないのに議会に出頭せず、もしくは記録を提出しないとき、または証言を拒んだときは、6カ月以下の禁固または10万円以下の罰金に処するというふうに罰則の規定がされているところでございます。

第4項におきましては、議会が選挙人その他関係人が公務員たる地位において知りえた事実について、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申し立てを受けたときについての規定でございまして、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言または記録の提出を請求することができないという規定がされてございます。

この場合においては、当該官公署が承認を拒むときは、その理由を疎明しなければならない。それは明らかに理由を表明するというところでございまして、そうしなければならないという規定が第4項で規定されているところでございます。

第5項におきましては、その一連の証言が秘密に属するものであるという先ほどの申し立てを受けたときの、疎明をする手続きでございまして、

議会においてその疎明の理由がないというふうに認めるときには、当該官公署に対し、当該証言または記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができるというふうに規定しております。

第6項におきましては、先ほどの規定による要求を受けた日から20日以内に声明をしないときには、証言または記録の提出をしなければいけないというふうに規定しております。

第7項におきましては、先ほど承認で宣誓した選挙人その他関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを3か月以上5年以下の禁固に処するというような罰則の規定がされているところでございます。

第8項で、その罪を犯したものが議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を軽減し、または免除することができるという規定でございまして、

第9項におきましては、先ほどの選挙人その他関係人が罪を犯したものと認めるときは、告発をしなければいけないというような規定がされているところでございます。

第10項におきましては、議会が今回の調査を行うため、当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし、または記録の送付を求めたときは、当該団体等はその求めに応じなければならないということで、区域内の当該団体に対する調査も可能ということの規定でございまして、

第11項におきましては、この調査を行うにあたって、あらかじめ予算の定額の範囲内において当該調査のために要する経費の額を定めておかなければならないと規定しておりまして、こちらについては、12月の定例会において15万円以内ということで議決しているところでございます。

以上が第100条に関する地方自治法の抜粋の説明でございまして、

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局より、地方自治法第100条に基づく調査権について説明がありましたが、質問などはございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 なしということで、次に進めます。

次に、今後の調査についてでございますが、お手元に運営についての委員長試案をお配りしております。これを白根副委員長より説明を申し上げます。副委員長、よろしく申し上げます。

○白根美穂副委員長 それでは、読み上げさせていただきます。

公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の運営について、1、調査事項、本委員会は地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

(1) 公金の支出に関する事務について、(2) 職員の懲戒に関する規程及び運用について、(3) その他上記に関する一切の事項。

2、調査権限、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限。

3、調査期間、1に掲げる調査が終了するまでとし、閉会中も調査を行うこととする。

4、調査経費、本調査に要する経費は、令和6年度においては、15万円以内とする。

5、委員会の開催場所、委員会は原則として協議会室において開催し、その他の場所を使用する場合は、委員会で協議し決定する。

6、委員会の基本的な運営方針、(1) 大刀洗町議会委員会条例第17条第1項及び大刀洗町議会基本条例第4条第2項に基づき、会議は原則として公開とする。(2) 大刀洗町議会委員会条例第18条の規定に基づき、委員会は秘密会とすることができる。(3) 委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う。(4) 委員会に配布された資料は傍聴者には配付しない。ただし、委員長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。(5) 報道関係の取材は委員長が対応する。(6) 傍聴人による撮影及び録音は認めない。ただし、委員長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(7) 委員外議員は秘密会も傍聴できるものとする。ただし、秘密会で知り得た情報は他に漏らしてはならない。

7、記録の提出、地方自治法第100条第1項及び第10項によるものでございます。(1) 委員長は、委員会が記録の提出を決定した場合は、速やかに議長へ記録提出要求書を提出する。(2) 議長は、委員長から記録提出要求書の提出を受けた場合、記録提出請求書を提出者に対し、提出期限の5日前までに通知する。(3) 記録の返還は、調査終了後に行う。

8、証人の出頭、(1) 委員長は、委員会が証人の出頭を決定した場合、速やかに議長へ承認出頭請求書を提出する。(2) 議長は、委員長から証人出頭請求書の提出を受けた場合、証人出頭請求書を証人に対し、証人喚問の日の5日前までに通知する。

9、証人の尋問、(1) 尋問の時間は、証人1人当たり概ね1時間程度と目安とする。(2) 尋問は、まず委員長から共通事項尋問を行う。その後、他の委員が補足尋問を行う。なお、発言順序は委員長の議事整理権に委ねる。

10、その他、その他運営上必要な事項について疑義が生じた場合は、委員長が委員会に諮って決めるものとする。

以上でございます。

○古賀世章委員長 はい。ありがとうございました。

ただいまのご説明の件について、委員の皆様のご意見、ご質問は、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 それでは、お諮りします。

本件については、お手元の案の通りとすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認めます。本委員会の運営については、ただいま決しました通りに進めて参りますので、ご承知おきをよろしくお願いをいたします。

次に、記録提出の要求等についてでございますが、今後の調査を進めるにあたり、必要となる資料、記録についてでございます。まず、公金の支出に関して、宿泊を伴う旅費、それから、これまで予算決算審議でも事務処理について疑義が生じておりました「さくら市場」に関する記録の提出を求めることになろうかと思えます。

私といたしましては、以下3つの件を説明いたします。

1番目が、宿泊を伴う旅費に関するすべての支出命令書及び関連する支出命令書添付書類。

2つ目が、「さくら市場」「かてて」に関するすべての支出命令書及び関連する支出命令書添付書類でございます。

それから先日、議選監査委員より、随時監査を行い、問題のある伝票について調査中である旨の報告がありましたので、3つ目といたしまして、令和6年12月随時監査で調査された伝票一覧表と、執行部の調査回答一覧表、該当する支出命令書及び関連する支出命令書添付書類。

以上の3つの提出を求めたいと思えます。本件につきまして、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 なしということで、了解しました。

お諮りします。ただいま申し上げた記録について、執行部に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、1月の15日までに記録の提出を求めることとしたいと思えますが、これにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

なお、正当な理由がなく記録の提出をしない場合は、地方自治法第100条の第3項の規定によりまして、6カ月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えます。

次に、参考人または証人の出頭についてでございますが、公金の支出の流れについて意見を求めるために、町の会計管理者である会計課長に参考人として出席を要請したいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

次に、次回の委員会についてでございますが、1月の27日月曜日午後1時30分より会議を行いたいと思います。つきましては、先ほど決しました記録提出要求については1月15日水曜日までの提出とし、参考人の出席要請は1月27日月曜日午後1時30分といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

それから、その他何かございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 特にないようなので、以上で本日の調査特別委員会を閉会したいと思います。

どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。

(午後1時48分閉会)